

奈良工業高等専門学校教育支援センター運営委員会規程

平成30年3月27日制定

令和4年2月10日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、教育支援センター規程（以下「センター規程」という。）第9条に基づき、教育支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教育支援センター（以下「センター」という。）の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの業務計画に関すること
- 二 センターの保守管理に関すること
- 三 センターの予算に関すること
- 四 学術情報の収集及び提供に関すること
- 五 図書の選定及び読書指導に関すること
- 六 研究紀要の刊行に関すること
- 七 情報・ネットワークインフラを通じた教育支援に関すること
- 八 実験・実習等での教育用共同利用機器の運用に関すること
- 九 その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、センター規程第5条の組織をもって充てる。

(定足数)

第5条 委員会は、構成員10分の7以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第6条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、センター規程第5条第三号、第四号又は第五号の副センター長がその職務を代理する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教育研究支援室の協力のもと学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校情報メディア教育センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。